

# みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

99/10/27 Vol. 14 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362  
E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

## 印西市議会/平成 11 年度第 3 回定例会報告 (3)

現在、議会は閉会中です。会社員を続けながら、委員会等議員活動を行っております。遅くなりましたが、定例会報告(3)(情報公開制度について)を行います。

### 9/6(月曜日)に、個人質問に立ちました。(3)

前回以前の「みどりみらい」にてお知らせした通り、今回、私は「情報公開」について市当局の準備状況や今後の方針について個人質問に立ちました。

(ワンポイント)

情報公開制度とは、市が保有する情報は、市民全体の共有財産であるとの認識の元に市民皆様の請求に応じてこれを公開することを市に義務付け、市の保有する情報に対する市民の「知る権利」を情報公開請求権として具体的に保障すると共に、市民と市の共同事業である「行政運営」を公正でより一層開かれたものとするための制度です。

以下、市当局の「情報公開」に関する答弁です。

### 1. 情報公開制度の現状と今度のあり方について

#### (質問) 請求権者の範囲について

既に情報公開制度を制定し、改正しようとしている自治体では、市に利害関係を有するものの請求より「何人も」という請求権者を限定しない条例に変えて来ているが、当市においては初めより「何人も」と請求権者を限定しない条例にするつもりであるのか？

(回答/総務部長)

情報公開制度の現状と今後のありかた等については、情報公開制度および個人情報保護懇話会において現在検討いただいているところであります。最終的な制度のありかたにつきましては、懇話会からの提言に踏まえて決定して参りたいと考えている。

「請求権者」の範囲につきましては、懇話会の検討のなかで、「何人(なんびと)も」迄、拡大する適切な理由が見つからず、市民、市内に事務所等を有する個人および法人等、市内の事務所、学校等の在勤、在学者および市の実施機関が行う事務事業の利害関係者の範囲でよいのではないかの判断がありましたので、その方向で考えている。

(ぐんじとしのり コメント)

各地の条例では、以前から町田市、川崎市、小金井市等が「何人も」としています。そして、以前から条例がありはしたが、「何人も」と規定のなかった都道府県の条例のなかで「何人も」と請求権者を限定しない改正をしています。(北海道、岩手県、高知県)交通・通信手段や情報網の発展により、人や物の交流が広域にわたって行われている現在、行政が広域化し、事務事業が複雑化している現在では、もはや条例の関わりは「住民」という範囲ではおさまらなくなってきました。そういった現状を踏まえ、開かれた行政を印象付けるものとして、今後「何人も」とする条例にすべきではないのと思いますが、皆様はどのように考えますか？

(質問) 情報の請求手続きについて ( ) は別途ご報告致します。)

請求者の利便性を図るために F A X や電子メールによる請求を考えているのか。

(回答 / 総務部長)

情報公開制度における情報の公開請求は、請求者の情報公開を求める権利の行使として、公開の可否決定という行政処分を法的に求める権利である。それゆえに事実関係を明らかにし、後日の紛争を防止する為、手続きの正確さを期す必要があります。その為には、請求の対象となる情報を特定することや、受付日を確定すること、また、請求者が請求権者であるかどうかの確定をすることが必要である。以上の理由から、現段階では、請求書を市役所の窓口へ提出していただく方法を考えている。

(ぐんじとしのり コメント)

情報公開請求をするためには、原則として役所の窓口が空いている平日の昼間に請求を受けつける窓口までいかななくてはなりません。そのために仕事をしている人など平日に時間の取りにくい人には非常に使いにくい制度になっています。そのために、欲しい情報をとるためには、「休み」をとって情報の公開を請求し、情報の受け取りにこななくてはなりません。部長のコメント中には、「請求者が請求権者であるかどうかの確定をすることが必要である」との下りがありますが、「請求権者」が「何人」もであればこの作業の煩雑さを避けることができます。請求書を市役所に置くのであれば、それを F A X することが可能ではないのでしょうか？ 事実、現在、多くの自治体で運用で郵送による請求が認められているようですが一歩踏み込んで請求者の更なる利便を考えるために F A X や電子メールによる請求を可能になってきています、 F A X による請求は既に奈良県を中心に行われています。 (奈良市、大和郡山市など) 印西市でも市民の立場を考えて頂きたいものです。

情報公開制度は日本では、1982 年に山形県金山町で最初の情報公開制度が制定されて以来、多くの自治体で制定され、改正をされ本年 4 月 1 日現在で、848 団体 (全ての都道府県と市区町村 801 団体) で制定されており、国でも本年 5 月に情報公開法案が成立しております。 - 近隣市町村でも制定が進み、現在、この制度がないのは、千葉県でも数市です。印西市では、最後の方でこの制度が作られるのです、市民の皆様は自信をもって報告ができる制度にしたいと私は考えます。

## 鉄道問題を考える(3)

運賃値下げのためには？ ( )

運賃問題は現在の最大課題であることはいうに及びません。しかし、なぜ運賃が高いのでしょうか？一部の住民の間には、北総開発鉄道社や都市基盤公団の責任を追及する声もあるようですが、高額運賃の原因は鉄道会社の努力不足や放漫経営などにはありません。この高運賃は、『国鉄民営化』以来、国が取り始めた運輸政策(鉄道会社の鉄道建設費用や金利負担問題、利用者負担を原則とする)によるものです。言い換えると運賃問題の解決には、金利負担の軽減など小手先の問題にとどまらず、社会的な使命をもつ鉄道建設に国庫負担を課すなど国の運輸政策の大転換が条件となります。(今回、市議 3 名(松本隆志、清水哲、ぐんじとしのり)が連名で運輸大臣に提出した文書 - 印西新報に掲載 - はこの意図によるものです。) N T 中央地区では、「公団に要望を出しましょう」をモットーに署名活動が始まっているようですが、要望を出すべきところは、公団ではなく、「運輸政策審議会」ではないのでしょうか？ 皆様と次回も考えて行きたいと思います。

\*いつもご声援ありがとうございます。(次回は 11 月上旬を目標に、「介護保険の現状」を中心に報告して行きたいと思います。今後ともご指導ください。宜しくお願いいたします。)